

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第4章 意匠権の取得

4-1. 保護対象、根拠法

1979年に制定された特許法（現在最も新しい改正法は1999年改正特許法（第3部1999年9月27日施行））の第56条から第65条において規定されている。

4-2. 意匠の定義・種類（第3条）

意匠とは、①物の形状又は模様構成若しくは物品の色で、②工芸品を含む工業製品として使用可能な、物品として特別な特徴を有するもの、をいう。

部品意匠制度：

法での規定はないが、運用上、部品意匠出願を認めている、とタイ政府は公言しているが、定かではないため、各案件ごとに確認が必要である。出願方法としては、その部品全体の図面を示した意匠を出願する。

部分意匠制度、関連意匠、秘密意匠、組み物意匠制度：
タイの意匠法では無い。

以下の点は特許と同じであるので、「特許」の章をご参照頂きたい。

- ・ 出願・保護適格者
- ・ 職務発明の権利の帰属先
- ・ 自前・外注による出願前調査の方法
- ・ 異議申し立ての適格者・期限・根拠・方法・申し立て先、出願者による補正の可否・期限・方法
- ・ 不服審判請求の適格者・期限・方法・申し立て先→特許と同じ。
- ・ 不服審判での決定に不服がある場合の出訴適格者、期限・方法・出訴先、かかる費用と日数→特許と同じ。

4-3. 登録要件（第56条）

意匠は、工業、工芸のための新規な意匠に対して行われなければならない。

意匠の新規性とは：（第57条）

以下のいずれかの要件に当てはまる意匠は新規性がない、と判断される。

- ・ 意匠出願日前に国内においてすでに存在するか、又は広く知られている意匠
- ・ 意匠出願日前に国内外において、一般に頒布されている文献、または印刷物で、形状、重要部分、又は詳細が開示されている意匠
- ・ 意匠出願前に、公開命令または特許法の規定に基づき公開されたことがある意匠

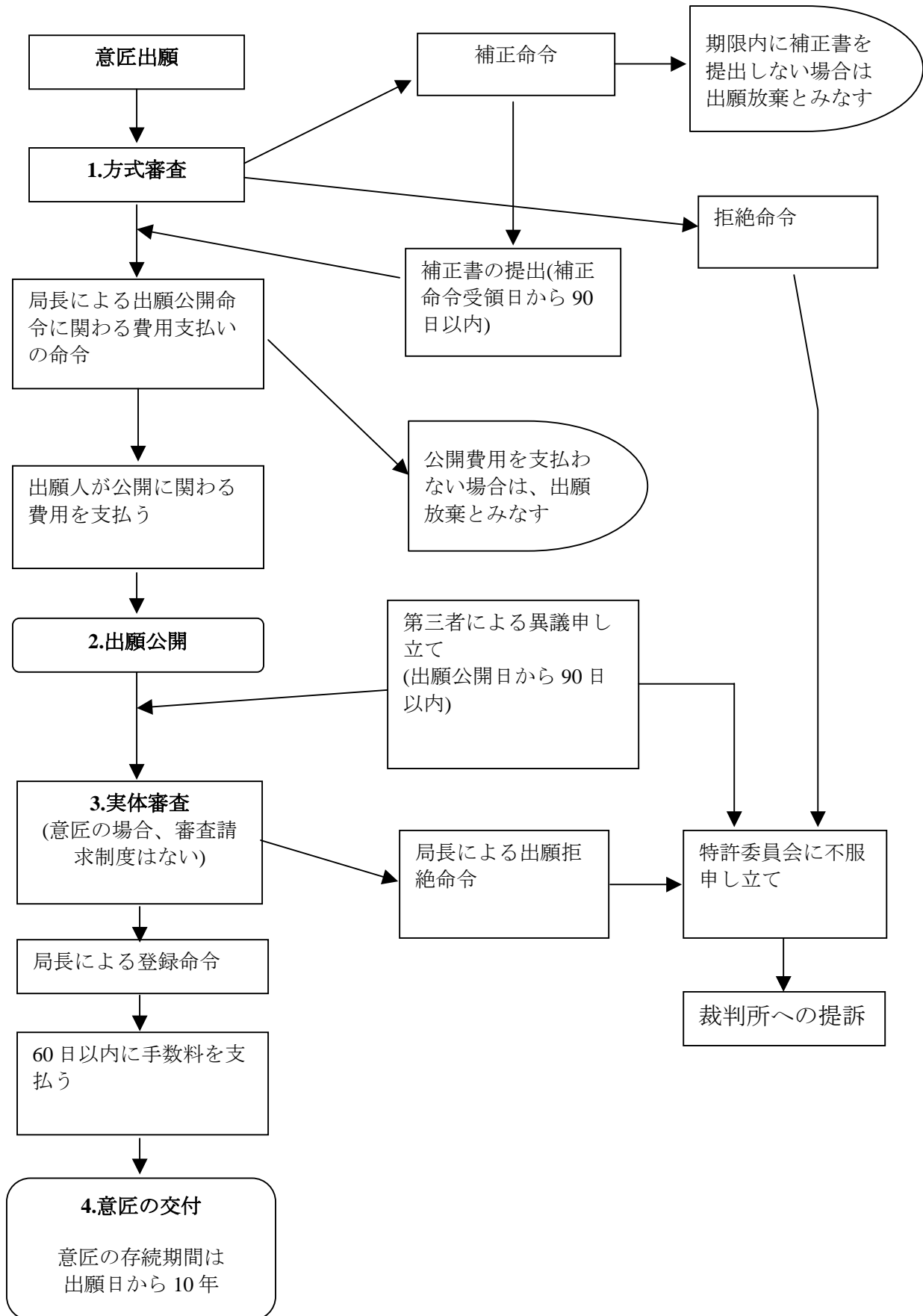
上記3項目の意匠に類似しており模倣と認められる意匠

4-4. 不登録事由（第58条）

公序良俗に反する意匠、または、勅令で定めた意匠は登録できない。

意匠の類似基準について：タイ知的財産局では公表していない。

4-5. 意匠出願から登録までのフローチャート



4-6. 出願の起算日

出願日は出願手続きを行った日とされるが、優先権主張をした場合には以下の例外が適用される。その意匠が先に外国で出願された後に、その外国出願日から **6ヶ月以内** にタイ国内で出願された場合。新規性判断の基準日は上記の外国出願日とされる。（特許、小特許の場合は上記の出願日から12ヶ月以内。）

4-7. 出願に必要な事項及び書類

まず初めに、タイでは、一意匠一出願制を取っているので注意が必要である。（第60条）

一意匠一出願とは：

タイでは、一つの製品について一種類の製品を示す意匠を出願しなければならない。例えば、ある花瓶の幾つかの外観についての意匠を出願しようとするとき、一種類の外観について一つの出願をしなければならない。

出願書類：

タイ特許出願の際に使用する書式と同一のもの（PI/PD/PP-001-A）を使用する。タイ特許庁 WEBSITE でもこのフォームは入手できる。（特許のページを参照のこと。）

製品を表す図：

製品を表す図は、図面でも写真でも良いが、その製品の前面、後面、右側面、左側面、上面、底面、斜視図を示さなければならない。

さらに、登録保護を求める製品の重要部分全てを明確に示すものでなければならない。

図の記載方法や写真の形式などについては、特許法省令で詳細に規定されている。

意匠請求の範囲：

出願人が保護を求めている、その製品の外形の特徴や模様あるいは色彩の範囲について、一項だけ記入する。

製品の説明書：

製品の説明書には、図面に記述できない内容、例えば、その製品の資材、使用目的、性質などをタイ語100文字以内で記入する。

委任状、譲渡証、出願権証明書、優先権主張証明書→特許と同じ。

優先権証明書のタイ政府提出締め切り日：

タイ出願公開前までに提出しなければならない。

4-8. 優先権主張

意匠についての優先権主張とは：（第60条の2）

出願人が、以下の場合に当てはまる場合は、タイ国外の最初の意匠出願日から **6ヶ月以内** にタイで出願した出願について、そのタイ国外の最初の意匠出願日を、新規性の判断基準日として主張できる。

以下のいずれか一つ以上の条件を満たすことが必要となる。（第65条）

- ① タイ国籍者、あるいはタイが所属している特許保護のための国際的同盟又は条約の国の国籍者、あるいはタイに本拠地がある法人。
- ② タイ国籍者あるいはタイに本拠地がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者。
- ③ タイ又はタイが属する特許保護のための国際的同盟あるいは条約の加盟国に住所あるいは産業的商業的に現実に操業している者。

4-9. 意匠出願から登録までの手続き

(i) 方式審査

出願された後、知的財産局の担当官は、その出願が方式的要件に合致しているかどうか、また登録できない意匠の事由(第58条)に該当するか否かについて審査を行う。

方式的要件とは：

出願人に出願権があるか、出願された書類に不備がないかどうか、優先権主張がある場合にはその権利が正しいかなどを審査する。

補正・拒絶命令：

その後、補正が必要な出願については補正命令が、不特許事由に該当する場合は拒絶命令が出される。

出願人は以上の担当官の命令を受領した日から90日以内に補正をし、書類提出をしなければならない。

(ii) 出願公開

公開命令の通知：

方式審査の結果、補正や拒絶をするに当たらないと判断された出願は、局長から公開命令を受け、出願人に通知される。

公開費用の支払い：

出願人は、その公開命令を受領した日から60日以内に公開に関わる手数料を支払わなければならない。もしこの期間中に支払いをしなかった場合、この出願は拒絶される。

出願公開について：

上記の期間内に申請人が公開費用を支払った場合、出願の公開が行われる。

公開の方法は、知的財産局の公開特許公報CD-ROM(特許と意匠に関する公開公報で、1ヶ月に2-3回発行(不定期)され、一般の人も購入が可能である。又は知的財産局のホームページ(タイ語のみ。特許検索システムを使い、キーワード入力により、公開公報が入手できる)がある。

また、出願公開日は、異議申し立ての起算日となる。

異議申し立てとは：

当該出願人よりも意匠権を受けると主張する第三者や、その出願が意匠の要件(新規性)、不特許事由(公序良俗に反する発明である場合)、意匠出願権利者、職務発明、意匠の出願人の条件にそぐわないと主張する第三者が、出願公開日から90日以内にタイ商務省知的財産局の担当官に対して申し立てをすることをいう。

意匠出願に審査請求は無い：

タイの意匠制度では、特許のような審査請求制度はない。

(iii) 実体審査

意匠出願の実体審査は、出願公開後90日以内に異議申し立てがなかったか、あるいは最終的に異議申し立てが認められなかった場合に行われる。

意匠の実体審査とは：

その意匠出願に新規性があるか、また産業上の利用性について審査される。

外国機関の審査結果報告書の採用について：

意匠出願では、特許出願の場合と同じように外国政府又は国際特許関係機関に依頼した審査結果をタイ国での審査結果とし、審査の時間的効率化がはかられている。(例えばアメリカ、ヨーロッパ、日本などの最終審査結果報告書など)

ある出願を他の外国にすでに出願しており、その外国からの審査結果報告書をすでに受領した場合、出願人は、その審査結果報告書を受領後 90 日以内にその審査結果報告書をタイ商務省に提出しなければならない。出願人は、その審査結果報告書を受領後 90 日以内にその審査結果報告書をタイ商務省に提出しなければならないが、実務上、この期間を過ぎて報告書を提出した場合の罰則は無い。

(iv) 意匠登録証の交付

登録命令：

実体審査の結果、意匠を受けるに値すると判断された出願は、局長から登録命令を受ける。

意匠登録に関わる手数料の納付：

出願人はその登録命令を受領した日から 60 日以内に意匠証の手数料を納付した場合、意匠登録証の交付が行われる。

4-10. 意匠権の保護期間 (第 62 条)

出願日から 10 年間有効である。ただし、出願人の権利又は異議申し立てに関わる係争手続きがあった場合、その係争に関わる期間は除かれる。

意匠権の期間延長は出来ない。意匠権の有効期間 10 年を経過すると、その意匠についての独占権は消滅し、何人もその意匠を自由に使用することが出来る。

4-11. 意匠権の内容 (第 63 条)

意匠の使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、国内への輸入を行う権利。ただし、教育又は研究目的の使用は除く。

4-12. 国際出願

タイはパリ条約、ロカルノ条約などに加盟していない。